

2019年10月28日

各 位

会社名 名 南 M & A 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 篠 田 康 人
(コード番号:7076 名証セントレックス)
問合せ先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 青 木 将 人
(TEL 052-589-2795)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2019年10月28日開催の当社取締役会において、当社普通株式の名古屋証券取引所セントレックスへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 180,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2019年11月12日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 2019年11月29日(金曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2019年11月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、東海東京証券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、岡三証券株式会社及びエース証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年11月21日に決定する。) |
| (7) 申 込 期 間 | 2019年11月22日(金曜日)から
2019年11月27日(水曜日)まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 2019年12月2日(月曜日) |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 260,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋
株式会社名南経営コンサルティング 260,000株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、東海東京証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 66,000株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
東海東京証券株式会社 66,000株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- | | | |
|---|---|---------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 66,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1.における払込金額と同一とする。） | |
| (3) 申 込 期 日 | 2019年12月24日（火曜日） | |
| (4) 払 込 期 日 | 2019年12月25日（水曜日） | |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2019年11月21日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (6) 割 当 方 法 | 割当価格で東海東京証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 | |
| (7) 割 当 価 格 | 未定（上記1.における引受価額と同一とする。） | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 | |
| (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | | |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | | |
| (11) 上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。 | | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- | | | | |
|----------|------|-------------------|-------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | | 180,000株 |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 260,000株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 66,000株 (※) |
- (2) 需要の申告期間 2019年11月14日（木曜日）から
2019年11月20日（水曜日）まで
- (3) 価格決定日 2019年11月21日（木曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 募集・売出期間 2019年11月22日（金曜日）から
2019年11月27日（水曜日）まで
- (5) 払込期日 2019年11月29日（金曜日）
- (6) 株式受渡期日 2019年12月2日（月曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主である株式会社名南経営コンサルティング（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年10月28日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式66,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、2019年12月2日から2019年12月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、名古屋証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,314,850株	
公募による増加株式数	180,000株	
第三者割当増資による増加株式数	66,000株	(最大)
増加後の発行済株式総数	1,560,850株	(最大)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額259,616千円（＊）は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限97,759千円（＊）と合わせて、全額を運転資金に充当する予定であります。

当社の事業は、M&Aアドバイザーの人員を増加させることが業績に直結すると考えておりますが、採用者がM&Aアドバイザーとして安定した収益を獲得するようになるまでには時間を要することから、それまでの期間における新たな人材採用費及び採用者を含めた教育費用として175,000千円（2020年9月期45,000千円、2021年9月期80,000千円、2022年9月期50,000千円）を充当予定であります。また、事業拡大のための大型セミナーの開催、各種メディアへの広告宣伝、ダイレクトメール発送等のための広告宣伝費として、46,000千円（2020年9月期12,000千円、2021年9月期15,000千円、2022年9月期19,000千円）を充当予定であります。

このほか、事業運営効率化のための案件管理システムと自社ホームページの機能増強のためのシステム関連費用として、136,375千円（2020年9月期5,000千円、2021年9月期10,000千円、2022年9月期121,375千円）を充当予定であります。

なお、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

（＊）有価証券届出書提出時における想定発行価格1,610円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、将来の事業計画などを勘案しつつ、株主に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる財務体質強化のための内部留保、そして役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記の基本方針に基づき、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
1株当たり当期純利益	35,096.88円	25.80円	17.49円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	30.4%	26.3%	14.8%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値です。
4. 当社は、2017年3月29日付で普通株式1株につき31.22株の割合で株式分割を行っており、また、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、2017年9月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、2016年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2016年9月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
1株当たり当期純利益	22.48円	25.80円	17.49円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)

5. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社名南経営コンサルティング並びに当社株主である株式会社十六銀行、株式会社大垣共立銀行、岐阜信用金庫、株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、株式会社第三銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社愛知銀行、岡崎信用金庫、株式会社北陸銀行、オリックス株式会社、篠田康人、青木将人、櫻田貴志、南川剛廣、森鋭一、若山哲史及び大倉淳は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2020年5月29日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による株式売出し、オーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2019年10月28日開催の当社取締役会において決議された東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. 配分の基本方針

販売にあたりましては、株式会社名古屋証券取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。